

平成 29 年度 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
テキスト 追補表

(平成 29 年 9 月 Ver1.1)

[追補]

1. 廃棄物処理法一部改正について

(1) 主な改正内容

1) 許可を取り消された者等に対する措置が強化等された

都道府県知事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して必要な措置を講ずることを命ずることができることとされた。また、当該事業者から排出事業者に対する通知を義務付けることとされた。

2) 有害使用済機器の適正な保管等が義務付けられた

人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器)について、

- ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
- ・処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加
等の措置を講じられた。

3) 親子会社間において自ら処理できる範囲が拡大された

親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。

4) 特定の産廃を多量に排出する事業者に電子マニフェストの使用が義務付けられた

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとされた。また、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則が強化された。

(2) 施行日

- 1) ~ 3) 公布日(平成 29 年 6 月 16 日)から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日
- 4) 公布日(平成 29 年 6 月 16 日)から 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

(3) テキスト該当箇所

- 1) 行政概論 P63 【措置命令】
- 2) 行政概論 P56 【(特別管理)産業廃棄物の輸出入】
- 3) 特別管理産業廃棄物の処理と管理 P114 【(特別管理)産業廃棄物の処理の委託】
- 4) 特別管理産業廃棄物の処理と管理 P125 【4 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の仕組み】

2. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正について

(1) 主な改正内容

1) 「特定有害廃棄物等」の範囲が見直された

①輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、我が国においても特定有害廃棄物等として、輸出承認が要件化された。あわせて、規制対象物が法的に明確化された。

②途上国からの再生利用(リサイクル)等に適した廃電子基板等の輸入について、輸入承認を不要とするよう、規制対象物の範囲が見直された。

2) 特定有害廃棄物等の輸出に係る規制が適正化された

輸出先国における特定有害廃棄物等の不適正処理を防止するため、輸出先の環境汚染防止措置について環境大臣が確認する事項が明確化された。

3) 特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度が創設され、輸入手続が緩和された

輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度が創設され、認定輸入事業者が認定再生利用等事業者による再生利用等のために特定有害廃棄物等の輸入を行う際の輸入承認が不要となった。

(2) 施行日

- 1) ~ 3) 公布日(平成 29 年 6 月 16 日)から 1 年 6 か月以内の政令で定める日

(3) テキスト該当箇所

- 1) ～ 3) 行政概論 P56 【(特別管理)産業廃棄物の輸出入】

3. 水銀廃棄物関係 (別紙参照)

3. 1 廃棄物処理法施行規則の改正等について

(平成 29 年 6 月 9 日環境省 <http://www.env.go.jp/press/104151.html>)

(1) 主な改正内容

- 1) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準 (委託契約書、マニフェストへの記載等) が追加された
- 2) 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る特定施設が追加された
- 3) 産業廃棄物処理施設に追加された廃水銀等の硫化施設についての技術上の基準等が追加された
- 4) 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が追加された

(2) 施行日

- 1) ～ 5) 平成 29 年 10 月 1 日

(3) テキスト該当箇所

- 1) ～ 5) 行政概論 P23 【1-3 平成 27 年改正】
- 2) 処理と管理 P89 【廃水銀等及びその処理】

3. 2 水銀廃棄物ガイドライン (平成 29 年 6 月) の制定について

(環境省 https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guidel.pdf)

(1) 制定内容

廃棄物処理法令等の改正に伴い、新たに規定された水銀廃棄物について、その取り扱い、収集・運搬、処分等における留意事項等を具体的に解説することにより、水銀廃棄物の適正な処理を確保することを目的に当ガイドラインが作成された。

(2) テキスト該当箇所

行政概論 P23 【1-3 平成 27 年改正】

3. 3 関連情報

改正内容の詳細は下記 HP (パンフレット等) の情報をご参照ください。

- ・環境省_水銀廃棄物関係 <https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

4. 感染性廃棄物処理マニュアル (平成 29 年 3 月) の改訂について

(環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>)

(1) 改訂内容

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」閣議決定(平成 28 年 2 月 9 日)に基づき、国際的に脅威となる感染症 (エボラウイルス等) 等に係る感染性廃棄物が発生した場合に対応するため、当マニュアルの一部が改訂された。

(2) テキスト該当箇所

行政概論 P85 【(3) 感染性産業廃棄物(感染性)】

1. 廃水銀等（特別管理産業廃棄物）

1) 廃水銀等の対象

★特別管理産業廃棄物である廃水銀等の対象

①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品に封入されたものを除く）

1. 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設	6. 大学及びその附属試験研究機関	9. 保健所
2. 水銀使用製品の製造の用に供する施設	7. 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所	10. 検疫所
3. 灯台の回転装置が備え付けられた施設	8. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	11. 動物検疫所
4. 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く）を有する施設		12. 植物防疫所
5. 国又は地方公共団体の試験研究機関		13. 家畜保健衛生所
		14. 検査業に属する施設
		15. 商品検査業に属する施設
		16. 臨床検査業に属する施設
		17. 犯罪鑑識施設

②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

注）下線部が平成29年の施行規則改正により追加されるもの

<①の特定施設において生じた廃水銀等の例>

特定施設	廃水銀等の例
1. 水銀回収施設	回収した水銀のうち、回収時点では廃棄物ではなかったがその後不要となり廃棄物となったもの
2. 水銀使用製品製造施設	・製品製造用に保管していた水銀又はその化合物が廃棄物となったもの ・製造した水銀使用製品のメンテナンスの一環として、水銀を入れ替えた場合に回収された水銀が廃棄物となったもの
3. 灯台の回転装置が備え付けられた施設	・水銀槽式回転装置に入っていた水銀が廃棄物となったもの ・水銀槽式回転装置の補充用に保管していた水銀が廃棄物となったもの
4. 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設	水銀ポロシメーター中の水銀が廃棄物となったもの * 水銀使用製品である測定機器（水銀温度計等）を有する施設は特定施設に該当しない
5. ～17. の施設（試験等実施施設）	廃試薬 ^{注）}

注）廃試薬：原体とみなせるものは水銀等、みなせないもの（使用後の試薬を含む廃液）は従来の特別管理産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に該当する

<②回収した廃水銀の例>

水銀を回収する対象	廃水銀等の例
水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）	・水銀含有再生資源から回収した廃水銀 ・水銀含有ばいじん等から回収した廃水銀 ・水銀を含む特別管理産業廃棄物から回収した廃水銀 ・廃棄物焼却施設の排ガス処理工程において回収された廃水銀 ・水銀を不純物として含む天然資源の生産施設から回収された廃水銀
水銀使用製品が産業廃棄物となったもの	蛍光ランプ、水銀電池、水銀スイッチ・リレー、水銀を含む計測機器（気圧計、湿度計、圧力計、温度計、体温計、血圧計）から回収した廃水銀 * 水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は該当しない

2) 廃水銀等に対する新たな措置

★新たな措置（平成29年10月1日より施行）

①処分基準の追加

項目	必要な措置
中間処理 令第6条の5第1項第3号ル 194号告示	【硫化】 ・水銀の純度を高める ・産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において粉末硫黄により硫化 【固型化】 ・硫化水銀を改質硫黄により固型化 ・改質硫黄固型化物は、「金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準（昭和52年環境庁告示第5号）」に定める強度、大きさ、形状を満たすこと
最終処分 令第3条第3号ヌ(2)、(3) 令第6条の5第1項第3号ロ、ハ 規則第1条の7の5の2 判定基準省令	廃水銀等処理物（＝改質硫黄固型化物）が、埋立判定基準（環境庁告示13号溶出試験の結果、水銀0.005mg/L以下）を満たさない場合⇒遮断型最終処分場に処分満たす場合⇒追加的措置をとった管理型最終処分場で処分することが可能
管理型最終処分場の追加的措置 ・処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置 ・その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置 ・埋め立てる処理物が流出しないようにする措置 ・埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置	

②廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物処理施設に追加

対象	必要な措置
廃水銀等の硫化施設 令第7条第10号の2 規則第12条の2第12項 規則第12条の7第12項	・産業廃棄物処理施設としての設置許可 ・一般的な産業廃棄物処理施設の技術上の基準、維持管理基準に加え、 ①技術上の基準：水銀流出防止及び浸透防止設備の設置、水銀を均一に硫化させる反応設備の設置、反応設備は外気と遮断又は負圧管理されたもの、水銀ガス処理設備の設置 ②維持管理基準：水銀と硫黄との均一な化学反応、外気と遮断されていない反応設備の場合は負圧管理、水銀ガスによる生活環境保全上の支障防止

2. 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

★水銀含有ばいじん等に対する措置の概要（平成29年10月1日より施行）

- （1）新たな廃棄物区分：「水銀含有ばいじん等」を設定
- （2）「水銀含有ばいじん等」に対する新たな措置：
 - ・ 処理基準の追加
 - ・ 水銀含有ばいじん等であることの情報の伝達

★水銀含有ばいじん等の対象（令第6条第1項第2号ホ、規則第7条の8の2）

（水銀の 대기排出にかかる規制を効果的に実施する観点から対象濃度を設定）

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、銹さい、ばいじん、汚泥	水銀注) を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀注) を15mg/Lを超えて含有するもの

* 水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは、「水銀含有ばいじん等」には該当しない

★水銀回収義務付け対象（令第6条第1項第2号ホ(2)、規則第7条の8の3第2号）

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
燃え殻、銹さい、ばいじん、汚泥	水銀注) を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀注) を1,000mg/L以上含有するもの

* 水銀含有ばいじん等、及び特別管理産業廃棄物両方について、上記の条件に該当するものは、水銀回収の義務の対象となる

★新たな措置

①処理基準の追加

項目	必要な措置
処理の委託 令第6条の2第1号、2号	・ 「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託 ・ 水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託
処分・再生 令第6条第1項第2号ホ 令第6条の5第1項第2号チ 水銀使用製品産業廃棄物等からの水銀を回収する方法(平成29年環境省告示第57号)	・ 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように措置 ・ 水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収

②水銀含有ばいじん等であることの情報伝達

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証 規則第10条の6の6	取り扱う廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること 注) 平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書 規則8条の4の2	委託する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること 注) 平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト 規則第8条の20、21	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量
廃棄物保管場所の掲示板 規則第8条第1号イ、ロ	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること
帳簿 規則第8条の5	「水銀含有ばいじん等」に係るものを明らかにすること

【留意点】

- ・ 水銀含有ばいじん等に該当するものであっても、従来、再生資源として利用されていたもの
⇒引き続き環境上適正な方法で再生資源として利用することが求められる
- ・ 水銀回収が義務付けられない特別管理産業廃棄物、水銀含有ばいじん等であっても比較的高濃度なもの
⇒水銀回収に努める
- ・ 水銀含有量の分析方法については「水銀廃棄物ガイドライン」（4.1.4 水銀含有ばいじん等の分析方法）を参照

3. 水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）

★水銀使用製品廃棄物に対する措置の概要（平成29年10月1日より施行）

- (1) 新たな廃棄物区分：「水銀使用製品産業廃棄物」を設定
- (2) 「水銀使用製品産業廃棄物」に対する新たな措置：
 - ・処理基準の追加
 - ・水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

★水銀使用製品産業廃棄物の対象（規則第7条の2の4）

区分①：水銀使用製品のうち次の表に掲げるもの

区分②：①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池	19	顔料	×
2	空気亜鉛電池	20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるもの）	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×	21	灯台の回転装置
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む）	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置
			23	水銀抵抗原器
5	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×	24	差圧式流量計
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く）	×	25	傾斜計
7	農薬	26	周波数標準機	×
8	気圧計	27	参照電極	
9	湿度計	28	握力計	
10	液柱形圧力計	29	医薬品	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のもの）	×	30	水銀の製剤
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のもの）	×	31	塩化第一水銀の製剤
13	真空計	×	32	塩化第二水銀の製剤
14	ガラス製温度計	33	よう化第二水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	34	硝酸第一水銀の製剤
16	水銀体温計	35	硝酸第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計	36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
18	温度定点セル	37	酢酸フェニル水銀の製剤	

注) No. 19の顔料は、塗布されるものに限り×印に該当する

区分①の対象となる主な水銀使用製品例と判別方法（その1）

製品		判別方法
一次電池	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀電池 ・空気亜鉛電池 	<ul style="list-style-type: none"> ・品番（水銀電池） ・品番、国内メーカー（空気亜鉛電池）
ランプ類	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光ランプ ・HIDランプ ・放電ランプ 	品番、用途、形状など *水銀を含まないランプもある。日本照明工業会のサイトに情報あり

区分①の対象となる主な水銀使用製品例と判別方法（その2）

製品		判別方法
農薬	—	成分表示
計測機器 —その1—	・温度計 ・湿度計 ・気圧計 ・血圧計 ・体温計	金属水銀の目視確認
計測機器 —その2—	・圧力計 ・真空計	本体にある目盛板、銘板など
顔料	・水銀朱 ・辰砂	名称
医薬品	・マーキュロクロムを含むもの (赤チンなど) ・チメロサルを含むもの (ワクチンなど)	添付文書、成分表示、名称など
水銀等の製剤	水銀又は水銀化合物の製剤	成分表示、名称など

区分②の対象となる組込製品例

対象となる組込製品の例	左記製品中に用いられる区分①の製品
補聴器、銀塩カメラの露出計	水銀電池
補聴器、ページャー（ポケットベル）	空気亜鉛電池
ディーゼルエンジン、医療機器（ガス滅菌器）、ピクノメータ、引火点試験機	ガラス製温度計
朱肉（ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外）	顔料

区分③の対象となる水銀使用製品例

本体に水銀使用の表示がある製品

<製品本体にある水銀使用表示例>

■日本語による表記（例：水銀） ■化学記号（Hg） ■英語による表記（Mercury） ■J-Moss水銀含有表示

★水銀回収義務付け対象（規則第7条の8の3）

①水銀使用製品産業廃棄物のうち表に掲げるもの

（破損時のリスクを考慮し、液体の金属水銀を含むものを対象に設定）

1 スイッチ及びリレー	11 水銀式血圧計
2 気圧計	12 灯台の回転装置
3 湿度計	13 水銀トリム・ヒール調整装置
4 液柱形圧力計	14 差圧式流量計
5 弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）	15 浮ひょう形密度計
6 圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）	16 傾斜計
7 真空計	17 積算時間計
8 ガラス製温度計	18 ひずみゲージ式センサ
9 水銀充満圧力式温度計	19 電量計
10 水銀体温計	20 ジャイロコンパス
	21 握力計

注）水銀使用製品産業廃棄物の区分①の対象となっていない製品は、水銀等の使用に関する表示がされていて区分③に該当する場合を想定したもの

★新たな措置

①処理基準の追加

項目	必要な措置
処理の委託 令第6条の2第1号、2号	・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託 ・水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置
収集・運搬 令第6条第1項第1号	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬
処分・再生 令第6条第1項第2号ホ 令第6条の5第1項第2号チ	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置 ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった水銀を分離する方法により、水銀を回収 ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと

②水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証 規則第10条の6の6	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 注) 平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書 規則第8条の4の2	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 注) 平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト 規則第8条の20、21	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量
廃棄物保管場所の掲示板 規則第8条第1号イ、ロ	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること
帳簿 規則第8条の5	全ての項目について、「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものを明らかにすること

【留意点】

- ・水銀使用製品産業廃棄物と、当該製品と同一カテゴリー・同一性状の製品が産業廃棄物となったものが混在した状態で排出される場合（例）空気亜鉛電池とアルカリボタン電池が混在している場合
⇒総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱ってOK（混在したものを総体として、他の物と混合するおそれのないよう保管、区分して収集・運搬すること）
- ・水銀回収義務付けの対象となっていない製品であっても、水銀含有量が多いもの（超高圧UVランプ等）⇒水銀回収に努める
- ・処理過程で水銀が使用された製品が組み込まれていることが判明した場合
⇒排出事業者はその旨を伝える
⇒次に同じ製品を排出する際は、「水銀使用製品産業廃棄物」と同等に環境上適正に扱う

○水銀廃棄物関係

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

○水銀に関する取組（全般）

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html>

○水銀汚染防止法関係

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.htm>

○水銀大気排出対策関係

http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html